

防火管理講習修了者以外で防火管理者として認められる者とは??

【消防法施行令第3条・消防法施行規則第2条】

【令第3条第1項第1号ロ】

- 学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの

【令第3条第1項第1号ハ】

- 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者

【令第3条第1項第1号ニ】

（規則第2条第1号）

- 労働安全衛生法に規定する安全管理者として選任された者

（規則第2条第1号の2）

- 防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者

（規則第2条第2号）

- 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

（規則第2条第3号）

- 鉱山保安法の規定により保安管理者として選任された者

（規則第2条第4号）

- 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあった者

（規則第2条第5号）

- 警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者

（規則第2条第6号）

- 建築主事、建築副主事（一級建築士に合格したものに限る。）又は一級建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの

（規則第2条第7号）

- 市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者

（規則第2条第8号）

- その他消防庁長官が定める者

詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。